

郡山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号。以下「基本方針」という。）に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定の審査及び事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び基本方針に定められたものとする。

(建築確認を伴う長期優良住宅建築等計画の認定の審査)

第3条 市長は、法第6条第2項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出がある場合は、建築主事に当該内容を通知するものとする。

2 建築主事は、前項の規定により通知を受けた確認の申請書のうち、正本1部を建築基準法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長に送付し、同条の同意を得るものとする。この場合において、当該同意を得られないとき又は同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないときには、建築基準法第18条第15項の規定による通知書を市長に対し交付するものとする。

3 市長は、建築主事から前項の規定による通知書の交付を受けた場合は、法第6条第6項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を行わないものとする。

(登録住宅性能評価機関の確認を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の審査)

第4条 市長は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第6条の2第3項の規定に基づく確認書又は同条第4項の規定に基づく住宅性能評価書が添えられている場合は、法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る審査を省略することができる。

(計画の変更)

第5条 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）から、法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、前2条の規定を準用するものとする。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、審査の結果、法第6条第1項（法第8条第2項又は法第9条第2項において準用する場合を含む。）の長期優良住宅建築等計画の認定をしないと判断した場合は、認定しない旨の通知書（第1号様式）を申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、認定計画実施者に対し、法第12条の規定に基づく建築及び維持保全の状況につ

いての報告を郡山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年郡山市規則第36号）第7条の規定による工事の完了報告のほか、必要に応じ、求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受領したときは、認定計画実施者が認定を受けた計画に従った工事又は維持保全を行っているかどうかを検査するものとする。

3 前項の審査の結果、認定計画実施者が認定を受けた計画に従って工事を行っていない又は維持保全を行っていないと認めるときは、市長は、改善要求書（第2号様式）により、その改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、前条第3項の規定に基づく求めを行ったにもかかわらず、認定計画実施者が必要な措置を講じない場合は、法第13条の規定に基づき、認定計画実施者に対して、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずるよう改善命令書（第3号様式）により命ずるものとする。

（認定台帳）

第9条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定台帳（第4号様式）に記載するものとする。

（図書等の保存）

第10条 市長は、認定を行った長期優良住宅建築等計画に係る図書を10年間（法第6条第2項の申し出がある場合は、15年間）保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

認 定 し な い 旨 の 通 知 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条
第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請書年月日
- 2 申請者の住所
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定しない理由

第2号様式（第7条関係）

改 善 要 求 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の建築物の工事又は維持保全の状況は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定の基準に適合していないので、改善を要求します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定計画実施者の氏名又は名称
- 5 改善を要求する内容

改 善 命 令 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定の基準に適合していないので、下記のとおり措置を命じます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定計画実施者の氏名又は名称
- 5 措置を命ずる事項

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定台帳

受付年月日 受付番号	申請者名	申請者の住所 又は所在地	長期優良住宅の敷地の 地名地番	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	階数	構造 ☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	主要用途 ☐一戸建て ☐共同住宅等	戸数	着手予定年月日 完了予定年月日	認定年月日 認定番号	確認年月日 確認番号	完了報告年月日 現地確認年月日	検査済証 交付年月日 検査済証番号	備考
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							
								☐木造 ☐鉄骨造 ☐（ ）	☐一戸建て ☐共同住宅等							